

補助金の交付の流れ

① 踏み間違い時の安全装置を後付けで設置します。
(令和2年4月1日以降に設置したものが対象となります。)

※自動車を新規購入する際にオプションで装備する場合も対象です。

併せて、設置店に「安全装置設置証明書」への記載・押印を依頼してください。(75才以上のドライバー本人の設置に限ります。)

② 申請書等を県交通安全室に郵送（提出）してください。
(受付期間は、安全装置を設置した年度の3月31日までです。)

【必要書類】

- 補助金交付申請書兼実績報告書
- 安全装置設置証明書
- 運転免許証の写し(氏名・住所変更がある場合や更新手続き中の方は裏面も必要です。)
- 自動車検査証の写し
- 自動車税・軽自動車税の納税証明書の写し
- 振込先(申請者の口座)通帳の写し

〈場合により必要となる書類〉

- 安全装置設置にかかる誓約書(申請者名義の車でない場合)
- 住民票・自動車税領収書等の住所変更の経緯等が分かる書類

③ 県交通安全室から、「補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書」・「補助金請求書」が郵送されます。

④ 「補助金請求書」に押印等をして県交通安全室に郵送してください。

⑤ 概ね2か月後に、県から補助金が振り込まれます。

予算の額を超えた場合は、年度途中でも受付を中止することがあります。